

斑鳩町分別収集計画

(第10期)

1. 計画策定の意義

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が深刻化するなか、第5次斑鳩町総合計画(2021年度～2030年度)においても、「循環型社会の推進・環境保全」を基本施策として位置付け、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをすすめている。

当町においては、ごみ処理有料化をはじめ、様々なごみ減量化、資源化施策に早くから取り組んでおり、当町の廃棄物焼却施設については、建設から30年が経過し老朽化が進み、大規模な補修や建替えを検討する必要があること、地元との覚書期間満了となり、更新等についても検討する必要があることなどから、今後の処理方法について検討した結果、平成24年3月末をもって当町の衛生処理場における焼却処理を廃止し、平成24年4月より、可燃ごみの焼却は民間業者に委託をしている。このことから、当町においては、ごみを燃やさない、埋め立てない「ゼロ・ウェイスト」のまちづくりを目指し、今後、更なるごみ減量化、資源化を推進し、処理委託費用の軽減はもとより、環境負荷の低減を図る必要がある状況となっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集、及び、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進し、もって、廃棄物の減量、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 廃棄物の発生抑制と資源化の推進
- ・ 地域におけるリサイクルの推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	1,433t	1,377t	1,317t	1,292t	1,269t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

①廃棄物減量等推進審議会の開催

学識経験者、処理業者、事業者、住民代表及び行政で組織し、一般廃棄物の減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項について審議する。

②環境教育、啓発活動の充実

ア) 自治会別環境問題学習会の開催

町内の自治会を対象に、ごみ減量の方法や正しい分別方法をはじめ、さまざまな環境問題について理解と認識を高めるため、また直接住民から意見等を聞き取る場として、学習会を開催する。

イ) ごみのゆくえ探検ツアー、エコ探検ツアーの開催

自分たちが出したごみや資源物が処理される行程を実際に見学する機会を提供し、ごみ問題に対する意識の高揚を図る。また、エコな施設等を見学することにより、住民に対し環境意識や資源の有効利用についての啓発を行う。

ウ) くり返し使ってくれてありがとう（陶器）市、リユース市の開催

不要になった陶磁器類・ガラス製食器類を「ごみ」とするのではなく、再利用する仕組みを作ることにより、物を大切にす、もったいないの精神を広く周知するために実施する。また、不燃ごみとして出された日用品や玩具等のうち、まだ使えるものについて、他の住民に持ち帰ってもらいリユースすることで、更なるごみの減量を図る。

エ) 子どもゼロ・ウェイスト啓発（ごみゼロ博士養成講座等）の実施

ごみ焼却施設を持たない町として、ごみを燃やさない、埋め立てない「ゼロ・ウェイスト」の実現をめざすため、次代を担うこどもたちに正しいごみの分別やごみを出さないまちづくりなどについて、理解してもらうとともに、家庭内での監視役となってもらうための「ごみゼロ博士」を育てることなどで、更なるごみ分別の徹底、ごみ減量化・資源化を促進する。また、小中学生に教育用資料を作成、配布することで更なるごみ減量化・資源化に対する意識の向上を目指す。

オ) ごみの分け方・出し方冊子の配布

正しいごみの分け方・出し方について示した冊子の現在の状況に合った内容に改訂し、全世帯に配布する。

カ) 町広報紙による啓発

出されたごみの分析結果、生ごみ処理奨励金補助事業、ダンボールコンポストやEMボカシなどの講習会参加募集などを掲載し、ごみ減量化・資源化を促進する。

③マイバッグ持参推進運動

平成22年4月に町内事業所と締結した「斑鳩町レジ袋削減等に関する環境協定」に基づき、斑鳩町地球温暖化対策地域協議会「エコるが」と連携し、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の推進及び容器包装廃棄物の排出抑制に関する啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源物（ビン類・缶類）
主として ガラス製の容器 —— 無色のガラス製容器 —— 茶色のガラス製容器 —— その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック

主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ
	その他プラスチック

分別の区分と実施時期

No	収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
1	ビン類・缶類	スチール製容器					
		アルミ製容器					
		無色のガラス製容器					
		茶色のガラス製容器					
		その他の色のガラス製容器					
2	紙パック	紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）					
3	段ボール	段ボール製の容器					
4	雑がみ	紙製の容器包装であって上記以外のもの					
5	ペットボトル	ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの					
6	その他プラスチック類	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの					
7	白色トレイ	白色トレイ					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 (法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	29.9t		29.9t		29.9t		29.9t		29.9t	
主としてアルミ製の容器	36.8t		36.8t		36.8t		36.8t		36.8t	
無色のガラス製容器	(合計) 78.5t		(合計) 78.5t		(合計) 78.5t		(合計) 78.5t		(合計) 78.5t	
	(引渡) 78.5t	(独自処理) 78.5t	(引渡) 78.5t	(独自処理) 78.5t	(引渡) 78.5t	(独自処理) 78.5t	(引渡) 78.5t	(独自処理) 78.5t	(引渡) 78.5t	(独自処理) 78.5t
茶色のガラス製容器	(合計) 47.7t		(合計) 47.7t		(合計) 47.7t		(合計) 47.7t		(合計) 47.7t	
	(引渡) 47.7t	(独自処理) 47.7t	(引渡) 47.7t	(独自処理) 47.7t	(引渡) 47.7t	(独自処理) 47.7t	(引渡) 47.7t	(独自処理) 47.7t	(引渡) 47.7t	(独自処理) 47.7t
その他のガラス製容器	(合計) 28.4t		(合計) 28.4t		(合計) 28.4t		(合計) 28.4t		(合計) 28.4t	
	(引渡) 28.4t	(独自処理) 28.4t	(引渡) 28.4t	(独自処理) 28.4t	(引渡) 28.4t	(独自処理) 28.4t	(引渡) 28.4t	(独自処理) 28.4t	(引渡) 28.4t	(独自処理) 28.4t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの <small>(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)</small>	0.7t		0.7t		0.7t		0.7t		0.7t	
主として段ボール製の容器	46.5t		46.5t		46.5t		46.5t		46.5t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t	(引渡) t	(独自処理) t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 76.0t		(合計) 76.0t		(合計) 76.0t		(合計) 76.0t		(合計) 76.0t	
	(引渡) 68.0t	(独自処理) 8.0t	(引渡) 68.0t	(独自処理) 8.0t	(引渡) 68.0t	(独自処理) 8.0t	(引渡) 68.0t	(独自処理) 8.0t	(引渡) 68.0t	(独自処理) 8.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 643.1t		(合計) 643.1t		(合計) 643.1t		(合計) 643.1t		(合計) 643.1t	
	(引渡) 1.0t	(独自処理) 642.1t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 642.1t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 642.1t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 642.1t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 642.1t
(うち白色トレイ)	(合計) 1.0t		(合計) 1.0t		(合計) 1.0t		(合計) 1.0t		(合計) 1.0t	
	(引渡) 1.0t	(独自処理) 1.0t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 1.0t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 1.0t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 1.0t	(引渡) 1.0t	(独自処理) 1.0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

特定分別基準適合物の量の見込

＝容器包装廃棄物の排出量の見込×分別収集対象人口率（100％）×分別排出率

容器包装廃棄物の排出量の見込については、令和3年度実績値をもとに、排出見込量を再計算した。なお、人口変動率は、下記のとおり推計されるが、容器包装廃棄物排出量の増減に影響するほどの減少率ではなく、排出量については、ほぼ横ばいの見込みである。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
28,098人 (対前年度比) 99.8%	28,037人 (対前年度比) 99.8%	27,976人 (対前年度比) 99.8%	27,844人 (対前年度比) 99.5%	27,712人 (対前年度比) 99.5%

特定分別基準適合物量の見込

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	排出量	再資源化率	排出量	再資源化率	排出量	再資源化率	排出量	再資源化率	排出量	再資源化率
スチール缶 (町収集)	31.3t	93.0%	31.3t	93.0%	31.3t	93.0%	31.3t	93.0%	31.3t	93.0%
スチール缶 (回収機)	0.8t	100%	0.8t	100%	0.8t	100%	0.8t	100%	0.8t	100%
アルミ缶 (町収集)	34.0t	93.0%	34.0t	93.0%	34.0t	93.0%	34.0t	93.0%	34.0t	93.0%
アルミ缶 (回収機)	5.2t	100%	5.2t	100%	5.2t	100%	5.2t	100%	5.2t	100%
無色ガラス	84.5t	93.0%	84.5t	93.0%	84.5t	93.0%	84.5t	93.0%	84.5t	93.0%
茶色ガラス	51.3t	93.0%	51.3t	93.0%	51.3t	93.0%	51.3t	93.0%	51.3t	93.0%
その他ガラス	30.5t	93.0%	30.5t	93.0%	30.5t	93.0%	30.5t	93.0%	30.5t	93.0%
紙パック	0.7t	100%	0.7t	100%	0.7t	100%	0.7t	100%	0.7t	100%
段ボール	46.5t	100%	46.5t	100%	46.5t	100%	46.5t	100%	46.5t	100%
その他紙製 容器包装類	t	%	t	%	t	%	t	%	t	%
ペットボトル	76.0t	100%	76.0t	100%	76.0t	100%	76.0t	100%	76.0t	100%
その他プラ製 容器包装類	642.1t	100%	642.1t	100%	642.1t	100%	642.1t	100%	642.1t	100%
食品トレイ	1.0t	100%	1.0t	100%	1.0t	100%	1.0t	100%	1.0t	100%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、現在、子ども会や自治会による集団回収が進んでいる飲料用紙パック、段ボール製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

さらに、飲料用紙パック、段ボール製容器以外の紙製容器包装類については、雑がみとして、子ども会や自治会による集団回収による回収を促すこととする。

なお、子ども会や自治会による集団回収が実施されていない地区については、町が回収を行い、併せて公共施設に回収ボックスを設置し拠点回収を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	ビン類・缶類	町による定期回収	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)			
		直接持込 公共施設拠点回収 町による回収	町	
	段ボール製の容器	段ボール	地域における集団回収	民間業者
			直接持込 町による回収 公共施設拠点回収	町
	紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	地域における集団回収	民間業者
			直接持込 町による回収 公共施設拠点回収	町
プラスチック	ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	町による定期回収 公共施設拠点回収	町
	(白色発泡スチロール製トレイ)	白色トレイ	公共施設拠点回収	町
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック類	町による定期回収	町

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、既存の衛生処理場、最終処分場を引き続き使用する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	ビン類・缶類	指定袋	4 t ダンプ車	町最終処分場で 保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの（原 材料としてアルミニウムが 利用されているものを除 く）	紙パック	拠点回収箱 紐で縛る	4 t ダンプ車	町衛生処理場で 保管
段ボール製の容器	段ボール	拠点回収箱 紐で縛る	4 t ダンプ車	町衛生処理場で 保管
紙製の容器包装であつ て上記以外のもの	雑がみ	拠点回収箱 袋 紐で縛る	4 t ダンプ車	町衛生処理場で 保管
ポリエチレンテレフタレート （PET）製の容器であって 飲料又はしょうゆその他主 務大臣が定める商品を充 てんするためのもの	ペットボトル	指定袋 拠点回収箱	4 t ダンプ車	町最終処分場で 選別・圧縮減容 ・保管
プラスチック製の容器 包装であって上記以外 のもの	白色トレイ	拠点回収箱	4 t ダンプ車	町衛生処理場で 選別・保管
	その他プラス チック類	指定袋	4 t パッカー 車	町最終処分場で 保管

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

① 資源物集団回収団体への助成

自治会、子ども会等の町内の資源物集団回収団体が、段ボール、アルミ製容器といった容器包装廃棄物を収集し、再生事業者に引渡す活動に対し奨励金を交付し、ごみの減量化、再資源化を図るとともに、ごみ問題に対する住民意識の高揚を図る。

② 古紙類・繊維類回収事業の実施

少子化等の影響により、自治会、子ども会等による資源物集団回収が実施されない自治会を対象に、町で古紙類・繊維類の回収を行う。

③ 環境保全推進委員制度の充実

環境保全に関する町と地域とのパイプ役として、環境保全推進委員を各自治会に1名ずつ委嘱し、廃棄物の減量化、資源化、ごみ分別排出の指導などを通して、地域における良好な環境づくりを図る。

④ 空き缶回収機によるリサイクル奨励金の交付

ポイントカード式の空き缶回収機を公共施設に設置し、リサイクル意識の高揚と空き缶のポイ捨て防止を図る。

⑤ 「資源にカエル宝箱」の設置

町内公共施設8か所に古紙類を常時排出できる「資源にカエル宝箱」を設置し、ごみの減量化、再資源化を図る。